

三原市広告掲載取扱要綱

平成20年2月29日

要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、市の資産を広告媒体として活用し、広告掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 市の資産のうち、広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の印刷物
- (2) 市のWEBページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として活用できると市長が認めるもの

(広告の基本原則)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の事業の適正化、消費者の保護、地域社会・地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図るため、掲載する広告の範囲を次のように定める。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 市民に不利益をもたらすことのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法令及び社会秩序を守るものであること。
- (6) 掲載された広告内容についての一切の責任は、当該広告の申込者が負い、市は責任を負わないものであること。

(掲載しない広告)

第4条 前条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの

- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害，差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し，中傷し，又は排斥するもの
- (7) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大である等過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか，掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

2 前項に定めるもののほか，広告掲載のできる広告に関する基準は別に定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告媒体の種類は，主管する部局長（以下「主管部長」という。）が別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格，広告掲載位置等は，広告媒体ごとに主管部長が別に定める。

(広告の募集方法等)

第7条 広告の募集方法，掲載料及び選定方法については，広告媒体ごとに，その性質に応じ，主管部長が別に定める。

(広告掲載の取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は，広告掲載期間中であっても，広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し，業務を妨害し，又は事務を停滞させるような行為を行った場合
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (3) 市の業務上やむを得ない事由が発生した場合

(広告審査会)

第9条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため，三原市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は，別表のとおりとする。

3 委員長は，主管部長を，副委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員長は，会務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第10条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、広告媒体を主管する課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(三原市ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止)

2 三原市ホームページ広告掲載取扱要綱(平成19年三原市要綱第2号)は、廃止する。

(三原市ホームページ広告審査会設置要綱の廃止)

3 三原市ホームページ広告審査会設置要綱(平成19年三原市要綱第3号)は、廃止する。

附 則(平成20年4月1日三原市要綱第50号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日三原市要綱第51号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日三原市要綱第59号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月31日三原市要綱第60号)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日三原市要綱第 40 号）

この要綱は，公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日三原市要綱第 52 号）

この要綱は，公布の日から施行する。

別表（第 9 条関係）

主管部長
主管課長
総務部長
秘書広報課長
財政課長
商工振興課長
人権推進課長
生涯学習課長

三原市広告掲載取扱要綱に係る運用基準

平成20年2月29日制定

この基準は、三原市広告掲載取扱要綱（平成20年三原市要綱第4号。以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

1 広告掲載の範囲について

要綱第4条第10号に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 申込者が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 申込者以外の者の広告となるもの
- (3) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明なもの
- (4) 権利関係等を確認できないような不動産、ゴルフ会員権等に関するもの
- (5) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
- (6) 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、内容が不明確なもの
- (7) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの
- (8) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (12) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (13) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (14) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの
- (15) 寄付金の募集に関するもの
- (16) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの

- (17)皇室の写真，紋章，その他皇室関係のものを使用したもの
- (18)個人・団体の意見広告，名刺広告，謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (19)社会問題等についての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (20)公的機関・行政機関から指名停止等の行政指導又は処分を受け，その後も改善がなされていない者のもの
- (21)あたかも三原市が推奨しているかのような表現のもの
- (22)三原市の推進している施策に反するもの
- (23)三原市の市税を滞納している者に係るもの
- (24)三原市の指名停止措置を受けている者に係るもの
- (25)その他当該申込者に係る情報を考慮し，掲載が適当でないと要綱第9条に規定する広告審査会が判断するもの

2 広告内容，表示等の基準

広告内容，表示等に関する基準は，主管部長が別に定める。

附 則

この基準は，平成20年3月1日から施行する。